

議員提出議案第 4 号

性犯罪再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書について

性犯罪再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和7年3月24日

高槻市議会議員 湯 峯 佳代子
吉 田 錦 司
鈴木りゅういち
西 村 ゆ み
中 村 明 子
遠 矢 家永子
田 村 のり子
高 木 りゅうた
きよた 純 子
川 口 洋 一
北 岡 隆 浩
吉 田 章 浩

性犯罪再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月に法務省が自治体向けに策定した「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を踏まえ、都道府県等が主体となった、性犯罪の再犯防止に向けた取組に期待されるところである。

各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、情報の提供や共有の在り方など、国、自治体、関係機関等の連携が重要であり、国からの一層の支援も不可欠である。

したがって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるための実効性のある仕組みをつくること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

高 槻 市 議 会